

令和5年度人権啓発事業計画

鈴鹿市 地域振興部 人権政策課

1 基本方針

「人権尊重都市宣言」の趣旨に基づき、非核平和事業の推進と併せて、基本的人権の尊重を基調とする啓発活動を行い、差別のない明るい社会づくりのための啓発事業を推進して、あらゆる人権問題の解決をめざす。

2 基本的課題

人権は、人が幸せな生活を営むために保障された権利であり、生まれながらにしてもつ固有のものである。1947（昭和22）年に施行された日本国憲法は、すべての国民が法の下に平等であり、その基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、これを保障している。また、1948年の第3回国連総会で採択された世界人権宣言は、人権の尊重が人類にとって普遍的な原理であることをうたっている。

しかし、現実には、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、部落差別、外国人、インターネットによる人権侵害、性的指向・性自認、アイヌの人々、HIV感染者、ハンセン病患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、北朝鮮当局によって拉致された被害者、ホームレス、人身取引、東日本大震災に起因する人権問題などがあり、その解決に向けて多くの努力を払わなければならない。

3 人権啓発の推進

社会の中には様々な人権問題が存在している。このような問題が起こる背景には、同調を強いる社会意識、社会構造がある。

人権問題の解決のためには、市民一人ひとりが持つ多様性を尊重していくことが重要であり、人権問題は、「誰か」のことではなく、「誰も」が自分自身のことと捉え、一人ひとりと密接に関連しているという認識を深める必要があると考える。

このため、市民自らが、「世間体」を気にした「同調志向」や傍観者の立場をとることなく、問題解決のために自発的に差別をなくすための行動をとることができる社会づくりを目的として、以下をねらいとした啓発事業を実施することで啓発活動の推進を図る。

- (1) 人権の大切さを感性に訴えかける
講演会や劇などを通して、人権の大切さを感性に訴えかける。
- (2) 人権についての正しい理解や知識を深める
自己啓発につながる生涯学習と位置づけた研修会への参加機会を提供し、人権についての正しい理解や知識を深める。
- (3) 人権に関する情報の収集と情報発信に努める
人権に関する情報の収集と情報発信に努めることで、人権意識の高揚を図り、市民が問題解決のために自発的に行動するきっかけを与える。

4 活動

(1) 人権尊重都市宣言 30周年記念事業

《趣旨》

鈴鹿市は、平成5年10月1日に「人権尊重都市」を宣言し、令和5年10月1日に30周年を迎える。これを記念して、「人権尊重都市宣言」の趣旨に基づいた、基本的人権の尊重を基調とする啓発事業を推進し、30周年の意義を留める。

ア 人権・平和へのメッセージ募集

(ア) 趣旨

「人権尊重都市宣言」に基づいた明るく住みよい社会の実現を目指し、市民の人権意識の高揚、反差別意識を醸成するため、人権や平和への思いを込めたメッセージを募集する。

(イ) 内容

次の媒体で広くメッセージ（20字以内）を公募する。

- ・広報すずか6月20日号
- ・市ホームページトピックス、ツイッター、フェイスブック、LINE

(ウ) 審査

鈴鹿市人権擁護に関する審議会（9月開催予定）で審査を行い、選定する。

(エ) その他

選ばれた作品を啓発物品、印刷物、啓発活動等に活用する。

※平成17年（2005）に人権・平和へのメッセージを募集し、啓発塔掲載作品を選出している。

- 助けあう 心ひとつで 笑顔の輪
- その命 みんなの輝く宝物
- 一人ひとりの優しさで 平和をねがう まちづくり

イ じんけんフェスタ in すずか

(ア) 趣旨

「人権尊重都市宣言」に基づいた明るく住みよい社会の実現を目指し、人権意識の高揚、反差別意識を育成することや、あらゆる人権問題の解決に向けて、市民が正しい知識と理解を深めることを目的とし、幅広い年齢層を対象に開催する。今年10回目。

(イ) 日程

令和5年9月30日(土)～10月1日(日)

(ウ) 場所

イスのサンケイホール鈴鹿(市民会館)

(エ) 内容

- a オープニングアクト 和太鼓凜さんと地域の和太鼓集団の演奏
(シティセールス特命大使活用事業採択あり)

- b 講演会 同和問題講演会から数えて今年43回目。
趣旨：広く人権について市民の方々に考えていただくきっかけづくりとして、多様な人権課題を取り上げ、講演会を開催する。
日時：令和5年9月30日(土)
場所：ホール
演題：調整中
内容：調整中

- c 人権作文朗読(選考日程変更等を調整中)昭和59年度(6回目)から開始。
趣旨：小・中学生の人権作文を通して、子どもたちが身のまわりに起こる様々な矛盾や不合理なことに、どのように取り組み、克服していくのかを知り、一人ひとりの行動が、人権が尊重される住みよい社会の実現に繋がっていくことを認識していただく。
日時：令和5年9月30日(土)
場所：ホール

- d 人権を考える市民のつどい 今年31回目。
趣旨：人権の大切さ、命の尊さを感じていただく機会となるよう啓発事業を開催する。
日時：令和5年10月1日(日)
場所：ホール
内容：調整中

- e 鈴鹿市人権擁護委員会主催事業
日時：令和5年9月30日(土)
場所：展示室
内容：パネルシアター、歌遊び等・調整中

f パネル展示

日時：令和5年9月30日（土）～10月1日（日）

場所：ロビー

内容：小・中学生の人権ポスター代表作品の展示

人権政策課，教育支援課，交通防犯課，地域協働課，男女共同参画課，市民対話課，戸籍住民課，長寿社会課，障がい福祉課，健康福祉政策課，子ども家庭支援課，子ども政策課，健康づくり課，市内企業等のCSR活動，各団体の活動内容を紹介するパネル展示等を行う。

※例年1月に開催しているが，平成5年10月1日の人権尊重都市宣言日に合わせて開催時期を変更する。

ウ 広報すずか人権特集

(ア) 趣旨

人権尊重都市宣言30周年を迎えるに当たって，これまで鈴鹿市が実施してきた人権啓発の取組の振り返りと，市民の人権意識を高めることを目的とした記事を掲載する。

(イ) 内容

10月5日号人権尊重都市宣言30周年記念特集4ページ

※例年12月5日号で人権週間に合わせた人権特集を掲載しているが，人権尊重都市宣言日に合わせ時期を変更する。

なお，12月5日号には，小中学生の人権作文を2ページ特集する予定。

(2) 広報による啓発

毎月5日号『ひろげよう人権尊重の輪』に啓発記事を掲載する。

4月	障がい福祉課	10月	教育支援課
5月	教育支援課	11月	交通防犯課
6月	男女共同参画課	12月	人権特集のためコラム欄なし
7月	市民対話課	1月	防災危機管理課
8月	教育支援課	2月	教育支援課
9月	人権政策課	3月	長寿社会課

(3) 物品配布による啓発

「人権尊重都市宣言」，「非核平和都市宣言」，人権標語などを取り入れた啓発物品（カレンダー，啓発手帳など）を市民や関係機関に配布し，宣言の主旨を広く市民に周知するとともに，人権意識の高揚を図る。

(4) イベントによる啓発

ア 2023 平和への祈り展

(ア) 趣旨

世界の恒久平和が人類共通の願いであるにもかかわらず、核戦争の危機は依然として存在し、人類の生存に大きな脅威を与えている。

ロシアによるウクライナへの侵攻が現在も続いており、ウクライナ各地で多くの方が犠牲になる中で、核兵器の使用についても危惧されている。

武力による問題解決では、決して根本的な解決には至らず、人々にとって深い悲しみと憎しみ、不安や怒りを生むことにしかならないことを今こそ学び、戦後75年以上が経過し、人類史上、最も悲惨な戦争体験を風化させないためにも、平和の尊さを訴えることを目的に、「平和への祈り展」を開催する。

(イ) 日程

令和5年7月22日(土)～23日(日)10時～18時(2日目は17時終了)

(ウ) 場所

イオンモール鈴鹿(2階イオンホール)

(エ) 内容

a ウクライナ人道危機への救援活動写真展

ウクライナでの武力紛争が激化して1年が経過する。赤十字の活動写真を通して、人道危機にあるウクライナの現状を訴える。

この展示によって、世界各地で起きている紛争を1人でも多くの来場者に身近な問題として感じていただくことを目的とする。

b 原爆展

- ・非核平和都市宣言文、人権尊重都市宣言文の掲示(本市作成)
- ・サダコと折り鶴ポスター(広島平和記念資料館から借受)
- ・日本非核宣言自治体協議会原爆ポスター(日本非核宣言自治体協議会から借受)
- ・平和と学びポスターセット(日本非核宣言自治体協議会寄贈)

c 鈴鹿にも戦争があった

- ・鈴鹿市の戦時中の写真パネルの展示(市民実行委員会による)

d 鈴鹿の記憶

- ・戦時中の鈴鹿市の人々の暮らしや街の様子が分かるパネルの展示(本市文化財課提供による)

e 子どもたちによる“平和なまち”絵画展

- ・平和首長会議主催絵画コンテスト2022応募作品展示

f 平和啓発にかかる講演会

- ・日本非核宣言自治体協議会から講師を招いて、原爆の歴史や平和啓発のための講演会を開くことで、被爆の実相を継承し、より一層の平和啓発を目的とする。

g 戦時中の実物資料展示

- ・ 召集令状(赤紙)等, 戦時中の実物資料を展示(ピースおおさか(大阪国際センター) 借受)

h 核兵器禁止条約の紹介

- ・ 核兵器禁止条約に関するパネル展(長崎市立図書館の展示データを使用)
令和3年1月に核兵器禁止条約が発効され, 核兵器の廃絶に向けて機運が高まるなか, 非核平和宣言都市として, 平和の尊さを訴えていく。

※開催に際しては, 新型コロナウイルス対策を徹底したうえで, 会場を運営する。

イ 人権ふれあい劇場

(ア) 趣旨

親と子, 親と子と孫, 友人同士など, 演劇を通じて親しみながら人権について考えていただく機会として, 小学生とその家族を対象に開催する。今年22回目。

(イ) 日程

令和5年8月20日(日)

(ウ) 場所

イスのサンケイホール鈴鹿(市民会館)ホール

(エ) 内容

演劇「オズの魔法使い」

原作:L・F・ボーム 脚本・演出:木島 恭 映画監督:國米 修市

大きな竜巻で遠く離れた国へ飛ばされた主人公ドロシーが, 故郷に帰るため, 道中で出会った脳みそのないカカシ, 心をなくしたブリキのきこり, 臆病なライオンとともに旅をする中で, 自らの欠点を個性として前向きに捉えることや, 相手の個性を受け入れることの大切さを感じられる作品。

出演:劇団ポプラ

ウ 地区別人権尊重まちづくり講演会

(ア) 趣旨

気軽に参加し, 身近なところから人権問題を考えていただく機会となるよう複数の地域へ出向き, 公民館等を会場とした啓発事業を行う。

顔の見える距離で, 参加した一人ひとりが人権の大切さを認識し, それぞれの家庭などで人権尊重の輪が広がることが期待できる。

(イ) 日程(講師別)

今年度は, 下記のとおり12地区12か所で実施する予定で調整中。

講師:長島 りょうがんさん(三重短期大学 講師)

- ① 天名地区 令和6年2月18日(日)午前

講師：切磋亭 琢磨さん（落語家）

- ② 神戸地区 令和5年10月12日（木）10時00分～11時30分

講師：北 正美さん（社会福祉士，介護支援専門員）

- ③ 牧田地区 令和5年9月7日（木）10時00分～11時00分

講師：木村 由美子さん（JPIC 読書アドバイザー）

- ④ 庄内地区 令和5年6月15日（木）10時00分～10時40分
⑤ 若松地区 令和5年7月27日（木）午後
⑥ 稲生地区 令和5年8月1日（火）午前
⑦ 旭が丘公民館 令和6年1月16日（火）午前

講師：西 繁さん（鈴鹿市人権教育アドバイザー）

- ⑧ 井田川地区 令和5年5月15日（月）10時00分～11時00分
⑨ 久間田地区 令和6年2月16日（金）10時00分～11時00分

講師：調整中

- ⑩ 一ノ宮地区 調整中
⑪ 合川地区 調整中
⑫ 深伊沢地区 調整中

エ その他

（ア）学校等での啓発

趣旨：鈴鹿市総合計画 2023 後期基本計画第6章めざすべき都市の状態 23「誰もが互いの違いを認め合い，個性と能力を発揮していること」に係る成果指標として「人権が尊重され，守られていると感じている市民の割合」の目標値70%の達成に向けて，若い世代に人権への関心を高めてもらうことを目的として，高校生や児童センター利用者を対象に啓発パネル展示を実施する。

a 学校での啓発

（a）内容

市内高校等の文化祭を啓発の機会と捉え，女性・子ども・障がいのある人・外国人・性的少数者など，主な人権課題をテーマにしたパネルに加え，市関係各課や団体と連携を図りながら，多文化共生や障害者差別解消推進法についてなど，その課題に関係する部署や団体の取組状況を紹介する展示を行う。

（b）実施日・実施校

調整中

b 児童センターでの啓発

(a)内容

児童センターのイベントで、女性・子ども・障がいのある人・外国人・性的少数者など、主な人権課題をテーマにしたパネルや非核平和を訴えるパネル展示を実施する。

(b)実施日・実施場所

玉垣児童センター 親子あそび
一ノ宮団地児童センター 乳幼児と保護者の集い

(イ) 企業啓発

趣旨：社会情勢の変化に伴い、多様化する人権課題に対応できるよう、関係機関等の連携を強化し、情報提供を行うことで人権意識の高揚を図る。

内容：連合三重鈴鹿地域協議会ジェンダー平等推進委員会単組懇談会
講義「さまざまな人権について」及び意見交換会

開催日：令和5年6月28日（水）13時30分～15時00分

場所：鈴鹿市労働福祉会館 3階 中会議室

(5) 人権週間での啓発

期間：令和5年12月4日（月）～10日（日）

内容：人権週間にちなんで、人権擁護委員をはじめ、各関係機関と連携をとりながら、人権意識の高揚を図るため、啓発活動を実施する。

ア 街頭啓発

日時：令和5年12月4日（月）

場所：市内ショッピングセンター（16時から約1時間）

市職員人権啓発推進委員、三重県、津地方法務局と連携して、人権標語等入り啓発物品を配布し、「人権週間」を呼びかける。

日時：令和5年6月1日（木）

場所：近鉄白子駅（午前7時15分から約1時間）

近鉄鈴鹿市駅（午前7時30分から約1時間）

鈴鹿市人権擁護委員会、津地方法務局と連携して、人権標語等入り啓発物品を配布し、「人権擁護委員の日」を呼びかける。

イ 啓発物品による啓発

ウ Cバスの車両広告による啓発

すべてのCバスに「人権週間 12/4～10 鈴鹿市」のバスマスクを装着し、人権週間を啓発する。

エ 庁内放送による啓発

世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権意識の一層の普及・高揚のため、人権週間の期間中に庁内啓発放送を実施する。

オ 掲示物による啓発

人権週間中には、庁内及び各地区市民センターや隣保館に人権週間を呼びかける掲示物を設置し、差別のない明るい社会づくりの取り組みを呼びかける。

※なお、懸垂幕による啓発については、「啓発用懸垂幕の設置」を参照。

(6) 啓発塔、看板等による啓発

市内の公共施設等に啓発塔、看板等を設置することで人権尊重宣言都市、非核平和宣言都市であることを継続的に周知する。

(7) 啓発用懸垂幕の設置

場所：市役所庁舎東側壁面

日程：7月～「一人ひとりの優しさで 平和をねがう まちづくり」を掲示

※8月15日まで（非核平和意識の高揚のため）

9月～ 「心豊かに生きる 人権尊重宣言都市 鈴鹿市」を掲示
（人権尊重の意識高揚のため）

11月～ 「人権週間 12月4日～12月10日」を掲示
（人権週間に合わせて）

(8) 啓発パネルの展示

非核平和意識及び人権意識の高揚のため、本庁舎15階展望室に啓発パネルを展示する。

7月～ 非核平和都市宣言文，原爆と人間展 ※8月15日まで展示

11月～ 人権尊重都市宣言文，人権ポスター

5 その他の取組

(1) 市職員研修関係

すべての人が人として尊ばれ、明るく住みよい鈴鹿市を築いていくためには、行政が担う役割と責任は大きく、職員の人権意識の高揚は不可欠である。それぞれ所管する業務の遂行にあたっては、幸福な市民生活の実現のため、人権尊重の精神を基本に置くとともに、所管業務と人権との関わりについて十分認識する必要がある。

そのため、職員の人権問題に対する理解を深め啓発推進を図ることを目的とする研修を実施する。

ア 新規採用職員研修

日時：前期 令和5年4月5日（水） 講師：奥田 均氏（近畿大学名誉教授）
後期 令和5年10月開催 講師：人権政策課職員
対象：令和5年度新規採用職員58人（フルタイム会計年度任用職員除く）

イ 人権啓発推進委員研修

日時：未定
講師：未定
演題：未定
内容：調整中
対象：人権啓発推進委員，男女共同参画推進員 100人

ウ 市職員研修

日時：令和5年11月9日（木）
講師：原田 朋記さん 公益財団法人反差別・人権研究所みえ
演題：未定
内容：部落差別について（調整中）
対象：調整中

（2）差別事象への対応

落書きや、インターネット上の差別的な書き込みなど、差別事象が発見された場合には、鈴鹿地域防災総合事務所や三重県人権センター等の関係機関と連携しながら、速やかな対応に取り組んでいく。特に、情報化の進展に伴い、深刻化しているSNS上で無秩序に発信される誹謗中傷などの悪質な差別書き込みに対し、モニタリング（監視）を行うことにより、早期発見及び拡散防止を図る。

（3）関係機関との連携

市主催の人権啓発事業への積極的な参加を市内の主要企業を中心に働きかける。
また、法務局が所管する人権擁護委員会や三重県等が主催する会議や研修会に積極的に参加することにより、効果的な啓発手法や内容について情報収集に努めながら、関係機関等との連携，協力関係を深める。